

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき西洋フード・コンパスグループ株式会社、市長公室シビックプライド推進部観光・シティプロモーション課及び教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室の監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年3月29日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

2 監査の実施日程

(1) 事務局による監査手続

令和2年10月6日から令和3年3月24日まで

(2) 監査委員による監査実施日

令和3年3月25日

3 監査の対象

(1) 対象施設

相模原市立相模川自然の村(以下「相模川自然の村」という。)及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室(以下「野外体験教室」という。)

(2) 指定管理者

西洋フード・コンパスグループ株式会社(以下「西洋フード・コンパスグループ」という。)

(3) 市所管課

市長公室シビックプライド推進部観光・シティプロモーション課及び教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室

(4) 対象年度

令和2年度。ただし、必要に応じて令和元年度以前分を対象とした。

4 主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成29年監査委員訓令第1号。以下「監査基準」という。)第11条第6項第4号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
<p>(1) 指定管理者 指定管理業務に係る出納 その他の事務</p>	<p>① 施設の設置目的を達成できないリスク</p> <p>② 指定管理業務に係る出納が適正に行われないリスク</p> <p>③ 協定書に規定された業務が適切に行われないリスク</p>	<p>ア 施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 (ア) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。 (イ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。 (ウ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。 (エ) 経費節減は図られているか。</p> <p>ウ 利用料金制を採用しており、かつ、指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。</p> <p>エ 利用促進のための努力はなされているか。</p> <p>オ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。</p> <p>カ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。</p> <p>キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備</p>

		<p>されているか。</p> <p>ク 制度、法令、規則等への理解を深める取組がなされているか。</p>
<p>(2) 市所管課 指定管理者 に対する財務 に関する事務</p>	<p>① 指定手続が適正に行われないリスク</p> <p>② 指定管理者に対する指導が適切に行われないリスク</p> <p>③ 指定管理料の支出が適正に行われないリスク</p>	<p>ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。</p> <p>イ 管理に関する協定の締結は、適正に行われているか。</p> <p>ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。</p> <p>エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。</p> <p>オ 事業報告書の点検は適切になされているか。</p> <p>カ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。</p> <p>キ 指定管理業務の点検・指導やモニタリングの在り方について、検討を行っているか。</p>

5 主な監査手続

監査基準第14条及び第15条の規定に基づき、西洋フード・コンパスグループ、観光・シティプロモーション課及び相模川自然の村野外体験教室に次の方法を用いて調査を実施した。なお、調査に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用した。

(1) 書面調査

必要書類が作成され、適切に記載されているかについて、次の書面等を確認した。

ア 指定管理者 各種規程類、総勘定元帳、営業成績表、支払依頼書、宿泊申請書、つり銭帳簿、小口仮払い帳簿、賃金台帳、委託契約

書 等

イ 市所管課 相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村
野外体験教室の管理に関する協定書(以下「協定書」とい
う。)、支出負担行為書、支出命令書、精算命令書、事業計
画書、事業報告書 等

(2) 聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

(3) 現地調査

令和2年10月20日に相模川自然の村及び野外体験教室において、現金、
市所有備品等の管理状況について調査を実施した。

(4) ヒアリング

令和3年2月12日に相模川自然の村及び野外体験教室の総括責任者(支
配人)、観光・シティプロモーション課長、相模川自然の村野外体験教室所
長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

6 施設の概況等

(1) 所在地

相模原市緑区大島3497番地1

(2) 開所年月日

平成8年4月20日

(3) 主な施設

相模川自然の村 客室、レストラン清流、会議室、大広間、娯楽室 等
野外体験教室 児童生徒宿泊室、川のレストラン、ふれあいホール、
ミーティングルーム、虹のシアター、野外炊事場、クラ
フトルーム 等

(4) 指定の期間

平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 令和2年度指定管理料

指定管理料 163,932,591円

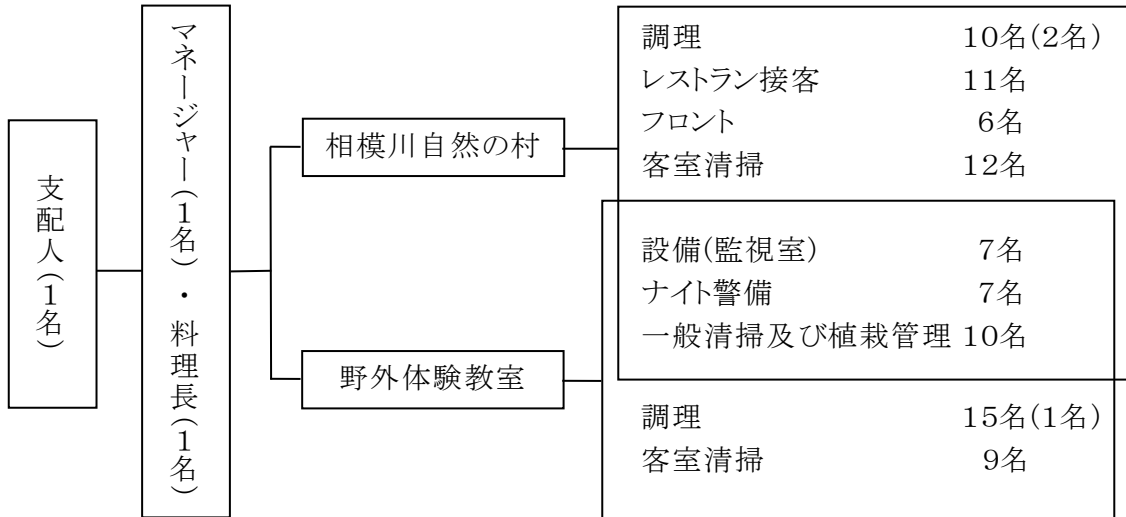
支出済額 163,932,591円(令和3年2月末日現在)

内訳 相模川自然の村 70,218,703円

野外体験教室 93,713,888円

(6) 組織(令和3年3月1日現在。指定管理者作成資料より作成)

職員90名(社員6名、パート職員84名)



※()内は社員数

(7) 指定管理者が行う業務の範囲

ア 相模川自然の村

相模原市立相模川自然の村条例(昭和59年相模原市条例第9号)第21条において、次のように定められている。

- (ア) 自然の村の休所日を定めること、休所日を開所日とすること、及び利用できる時間の変更に関する業務
- (イ) 自然の村の利用の承認、利用の制限、利用の承認の取消し等に関する業務
- (ウ) 特別な設備等の使用等の承認に関する業務
- (エ) 入所の制限等に関する業務
- (オ) 販売行為等の許可に関する業務
- (カ) 条例第14条第2項の規定による原状回復に係る事務の執行及びこれに要した費用の徴収に関する業務
- (キ) 市民の健康の増進と青少年の心身の健全な育成を図るための事業の実施に関する業務のうち、市長が別に定めるもの
- (ク) 自然の村の施設、附属設備等の維持管理に関する業務のうち、市長が

別に定めるもの

(ケ) 上記に掲げるもののほか、自然の村の管理上必要と認められる業務で、市長が別に定めるもの

イ 野外体験教室

相模原市立野外体験教室条例(平成7年相模原市条例第28号)第24条において、次のように定められている。

(ア) 相模川自然の村野外体験教室の施設、附属設備等の維持管理に関する業務のうち、教育委員会が別に定めるもの

(イ) (ア) に掲げるもののほか、相模川自然の村野外体験教室の管理上必要と認められる業務で、教育委員会が別に定めるもの

(8) 利用者数

相模川自然の村の令和元年度の宿泊利用者数は7,202人であり、平成30年度に比べ735人減少している。また、野外体験教室の利用者数は19,029人で、平成30年度に比べ1,282人減少している。これは主に、令和元年東日本台風及び新型コロナウイルス感染症の影響によるものである。

利用者数(相模川自然の村)

項目	令和元年度	平成30年度	増減
宿泊利用者数	7,202人	7,937人	△735人

(令和元年度事業のモニタリングシートより作成)

利用者数(野外体験教室)

項目	令和元年度	平成30年度	増減
利用者数	19,029人	20,311人	△1,282人

(令和元年度事業のモニタリングシートより作成)

(9) 利用者満足度

相模川自然の村の宿泊利用者のうち約700人を対象としたアンケートにおいて、「また利用したい」と回答した割合は、令和元年度は87.9%となっており、目標値である前年度の実績値88.1%に対する達成率は99.8%となっている。

また、野外体験教室の利用団体のうち約180団体を対象としたアンケートにおいて、食事に関する事項について「満足」と回答した割合は、令和元年度

は97.2%となっており、目標値の98.0%に対する達成率は99.2%となっている。

(10) 管理経費の収支状況

協定書第18条第2項の規定に基づき市に提出された令和元年度の事業報告書に記載された管理経費の収支状況(以下「収支報告書」という。)は、表1及び表2のとおりである。

相模川自然の村の令和元年度決算における収支状況は、収入1億5,506万円、支出1億6,049万円で、収入の主なものは指定管理料及びレストラン運営収入、支出の主なものは人件費、水道光熱費、業務委託費及び材料費である。新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に伴う休館等により、営業利益はマイナス542万円となっている。

表1 管理経費の収支状況(相模川自然の村) (単位:円)

区分	令和元年度		(参考)平成30年度決算
	予算	決算	
収入合計 (a)	165,084,490	155,069,830	159,163,880
指定管理料	68,413,000	69,237,660	65,884,816
利用料金	27,210,000	22,716,909	25,289,542
自主事業参加費	400,000	497,640	817,970
レストラン運営収入	60,034,490	52,946,171	57,556,444
貸出料収入	4,780,000	5,252,710	5,334,010
その他収入	4,247,000	4,418,740	4,281,098
支出合計 (b)	165,084,490	160,499,482	158,014,903
人件費	73,958,400	76,176,798	73,735,941
消耗品費	3,500,000	4,013,299	3,917,067
備品購入費	0	0	0
水道光熱費	14,800,000	15,227,493	15,118,325
修繕費	4,760,000	4,805,084	4,709,184
通信運搬費	1,000,000	1,387,020	1,208,257
広告宣伝費	1,500,000	966,618	498,864
業務委託費	14,461,514	15,714,400	13,694,174

賃借料	4,156,568	4,031,491	3,854,047
手数料	16,524	77,543	48,609
租税公課	68,640	88,400	78,800
イベント開催費	40,000	40,326	60,850
材料費	39,205,944	34,468,429	37,287,395
諸室支援業務費	505,440	510,120	527,040
植栽駐車場管理費	200,000	0	248,400
その他経費	2,983,655	2,992,461	3,027,950
本社経費	3,927,805	-	-
営業利益 (a) - (b)	-	△5,429,652	1,148,977

(指定管理者が作成した収支報告書等より監査委員事務局作成)

野外体験教室の令和元年度決算における収支状況は、収入1億2,595万円、支出1億2,807万円で、収入の主なものは指定管理料及び食堂運営収入、支出の主なものは人件費、水道光熱費、業務委託費及び食材購入費である。人員配置の変更等に伴う一時的な人件費の増加等により、営業利益はマイナス211万円となっている。

表2 管理経費の収支状況(野外体験教室) (単位:円)

区分	令和元年度		(参考)平成30年度決算
	予算	決算	
収入合計 (a)	125,882,900	125,959,085	129,598,945
指定管理料	92,010,000	92,861,944	95,584,000
自動販売機等収益	130,000	132,272	130,524
食堂運営収入	29,922,900	29,003,849	29,933,941
リネン代	2,320,000	2,294,880	2,358,400
教材費	1,500,000	1,666,140	1,592,080
支出合計 (b)	125,882,900	128,071,563	123,055,508
人件費	46,620,000	50,829,588	45,418,058
消耗品費	2,700,000	1,587,915	2,355,183
備品購入費	0	0	0
印刷製本費	135,000	99,000	135,000

水道光熱費	30,799,675	32,527,409	31,947,660
修繕費	4,560,000	4,727,950	4,565,553
通信運搬費	100,000	98,510	101,579
業務委託費	8,752,779	8,940,936	8,092,327
支払保険料	205,236	214,266	212,234
賃借料	7,322,105	7,757,099	7,673,857
手数料	16,524	74,087	51,859
食材購入費	17,953,740	17,982,386	19,457,061
教材購入費	1,500,000	1,666,140	1,592,080
その他経費	1,423,117	1,566,277	1,453,057
本社経費	3,794,724	-	-
営業利益 (a) - (b)	-	△2,112,478	6,543,437

(指定管理者が作成した収支報告書等より監査委員事務局作成)

(1 1) 指定管理業務の会計処理

相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務に係る会計処理は、おおむね次のように行われていることを確認した。

ア 相模川自然の村及び野外体験教室に関する会計処理は、西洋フード・コンパスグループの経理部門(以下「本社」という。)において、相模原市立相模川自然の村店分として一括処理している。

イ 相模川自然の村及び野外体験教室においては、本社が作成した各月の営業成績表等を基に施設毎に分類し、市への収支報告書等を作成している。

ウ 本社における消費税(地方消費税を含む。)の経理は税抜方式であるが、市への収支報告書等は税込表示で提出している。

第2 監査の結果

監査基準及び令和2年度財政援助団体等監査(第2期)実施計画に基づき監査した限りにおいて、結果は次のとおりである。

1 西洋フード・コンパスグループ

(1) 指摘事項

ア 収支報告書について

指定管理業務における出納事務について、相模川自然の村及び野外体験教室の令和元年度収支報告書の内容を総勘定元帳その他の書面等と照合し、調査したところ次のような事例が見られた。

- (ア) 相模川自然の村に係る無線機のリースに係る費用について、総勘定元帳ではリース資産減価償却費として計上されていたが、収支報告書においては減価償却費及び賃借料に重複して計上されていた。
- (イ) 野外体験教室に係るリネン類のクリーニング代について、宿泊団体が負担する収入額と同額で報告されていたが、その積算根拠が判明せず、支出額が正確であることが確認できなかった。
- (ウ) 手数料、検便検査料及び固定資産税について、総勘定元帳の金額と一致せず、積算根拠が判明しない月が散見された。
- (エ) 令和元年8月分の減価償却費について、総勘定元帳に計上されたリース資産減価償却費が反映されていなかった。

相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務に関する収支報告については、本社の会計記録を相模川自然の村及び野外体験教室に係る経費に分類して集計する作業において計上漏れや重複計上等が生じており、その結果、総勘定元帳や請求書等の証拠書類との整合性が取れず、収支報告書が正確であることが確認できなかった。

今後は、収支報告書の作成手順の精査、確認を行い、適正な収支状況の報告を徹底されたい。

イ 第三者委託の届出について

指定管理施設に係る第三者への業務委託について調査したところ、次のような事例が見られた。

- (ア) 令和元年度に第三者へ委託した相模川自然の村に係る予約システム保守業務において、協定書に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。
- (イ) 令和2年度の相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務において、指定管理者から提出された令和2年度事業計画書に再委託する業務が記載されていたが、協定書に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。

協定書では、「指定管理者は、管理業務を第三者に委託してはならない」

とした上で、例外的に専門的知識又は経験を必要とし、かつ自ら行うことが困難な一部の管理業務に限り、あらかじめ書面により市の承認を得て第三者に委託することができる旨が定められている。

今後は、協定書の内容を十分に確認するとともに、市への適時かつ適切な報告を行うなど、指定管理業務を適正に執行されたい。

ウ 個人情報の取扱いに関する措置について

協定書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」（以下「特記事項」という。）に定める提出書類について調査したところ、次のような事例が見られた。

- (ア) 相模川自然の村に係る予約システム保守業務について、個人情報の取扱いを第三者に委託しているにもかかわらず、特記事項に定める第三者委託に係る書面による市の承認を受けていることが確認できなかった。また、再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者等について、市へ書面による報告をしていることが確認できなかった。
- (イ) 野外体験教室の個人情報を取り扱う作業責任者について、特記事項に定める秘密保持に関する誓約書の受領に係る報告を市へ行っていることが確認できなかった。

今後は、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号。以下「個人情報保護条例」という。)等に定められた個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、提出書類の確認体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

エ 修繕費の報告について

修繕費精算報告書の内容を調査したところ、次のような事例が見られた。

- (ア) 野外体験教室の地下ピット給湯管漏水補修工事に係る費用が、相模川自然の村の修繕費精算報告書に計上されていた。

修繕費については、市が概算で支払を行う指定管理料であり、毎年度終了後に精算を行い、執行額が概算支払額を下回った場合は市に対して残額の返還を要する経費である。令和元年度の修繕費精算報告書では修繕費は全額執行した旨の報告となっていたが、誤って計上された費用を除いた場合、相模川自然の村の修繕費に残額が生じることになる。
- (イ) 総勘定元帳に消耗品費として計上されている芝刈機及びエンジン刈払

機の購入費が野外体験教室の修繕費精算報告書に計上されていた。また、エンジン刈払機については平成30年度に購入されており、その額は消費税込みの購入金額に消費税相当額を加えた額となっていた。

今後は、修繕費精算報告書の作成手順の精査、確認を行い、適正な報告を徹底されたい。

(2) 注意事項

ア 利用料金等の預入れについて

令和2年9月分の相模川自然の村の利用料金及びレストラン売上等の収入に関する事務を調査したところ、収入金に係る預入れの日付について、預金口座への入金記録とつり銭帳簿とが一致していない事例が見られた。

イ 現金等の管理について

つり銭帳簿の記録を調査したところ、現金の受払いについて複数人で確認を行っていることが書面により確認できなかった。また、収入印紙管理簿について、責任者の押印がなかったほか、取扱者の確認印が漏れている事例が見られた。

今後は、現金出納の記録を適正に行うとともに、現金等の取扱いに当たっては複数人による確認を行いその記録を残すなど、市の現金出納員の手引を参考に適切に事務を執行するよう注意する。

(3) 西洋フード・コンパスグループが行ったその他の指定管理業務に係る出納等の事務については、おおむね良好と認められた。

2 観光・シティプロモーション課及び相模川自然の村野外体験教室

(1) 指摘事項

ア 指定管理業務に係る報告について

指定管理者による会計処理については、本社において相模川自然の村分及び野外体験教室分の経費の仕訳を一括して行い、その結果出力される営業成績表を基に各々の施設に分類し、収支報告書を作成している。しかしながら、収支報告書作成の過程において計上漏れ、重複計上等が散見されたほか、修繕費の計上誤りが生じるなど、結果として市は誤った内容の収支報告書及び修繕費精算報告書を受領していた。

協定書第19条において、市は、「管理業務の適正かつ確実な実施を期

するため必要があると認めるときは、帳簿等及び管理業務に関する文書等その他の記録の提出を求め、検査し、又は実地調査をすることができる」と規定している。

今後、市は指定管理者とともに今回の計上誤り等の原因について検証を行い、必要に応じて指定管理者に対し根拠資料等の提出を求め、正確性を確認するとともに、野外体験教室においては受益者負担を求めている経費の使途の確認を行うなど、管理運営の適正性の確保を図られたい。

イ 第三者委託の届出について

第三者への業務委託について調査したところ、令和元年度の相模川自然の村に係る予約システム保守業務並びに令和2年度の相模川自然の村及び野外体験教室の指定管理業務のうち再委託により実施するものについて、協定書に定める第三者委託に係る書面による承認をしていることが確認できなかった。

今後は、提出書類の確認体制や事務処理手順を見直し、適正に事務を執行されたい。

ウ 個人情報の取扱いに関する措置について

協定書の特記事項に定める提出書類について調査したところ、相模川自然の村に係る再委託において、特記事項に定める第三者委託に係る書面による承認をしていることが確認できなかった事例や、再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者等について書面による報告を受けていることが確認できなかった事例が見られた。また、野外体験教室の個人情報を取り扱う作業責任者について、特記事項に定める秘密保持に関する誓約書の受領に係る報告を受けていることが確認できなかった。

今後は、個人情報保護条例等に定められた個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、提出書類の確認体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。

- (2) 観光・シティプロモーション課及び相模川自然の村野外体験教室が行ったその他の指定管理者に対する財務に関する事務については、おおむね良好と認められた。

第3 意見

相模川自然の村及び野外体験教室においては、効果的・効率的な施設運営を行うため一体的に管理が行われ、収支報告、修繕費の精算等は施設ごとに行われている。各所管課においては、このような施設管理の状況にあることを踏まえ、指定管理者を交えた三者による管理運営状況の確認体制の整備を検討するなど、効率的な施設運営に努められたい。

本市では、指定管理業務のモニタリングの精度向上のため、令和2年度から指定管理者の履行状況に関する履行管理チェックシートを導入し、抽出により会計帳簿等の確認を行っているところである。

各所管課においては、モニタリングを効果的に運用し、より一層施設の管理運営の適正性の確保に努められたい。